

## まるトク安心サービス規約

株式会社アイ・イーグループ（以下「運営元」といいます。）は、以下に定める「まるトク安心サービス規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「まるトク安心サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

### 第1条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
保証	運営元と本サービスに関する契約を締結しているお客様（以下「会員」といいます。）が、運営元に登録している複合機（以下「本機器」といいます。）に偶然な事故（以下「故障等」といいます。）によって損害を被り、負担した修理費用に対して、保証金を支払う（以下「保証」といいます。）ことをいいます。

### 第2条（保証の対象範囲）

1. 本規約における保証の対象は、本機器に以下の事由が生じて損害を被り、負担した修理費用に対してとします。なお、保証は、会員が運営元に対して、本サービスに関する利用料金（以下「本料金」といいます。）を支払った日の属する月（以下「支払月」といいます。）の翌々月1日（以下「保証開始日」といいます。）からの適用となります。

- (1) 火災
  - (2) 破裂または爆発
  - (3) 落雷
  - (4) 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、または豪雪、なだれ等の雪災
  - (5) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
  - (6) 水災
  - (7) 地震または噴火もしくはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失
2. 会員は、本サービスに申し込むにあたり、保証金額は 50 万円を上限とし、また修理時においてはその修理に要した費用の実額を上限とすることに同意するものとします。

### 第3条（保証しない場合）

運営元は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証を行いません。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 会員と同居する者、会員の親族、あるいは本会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 運営元が指定した保証金請求に必要な書類の提出がない場合
- (4) 本会員が会員資格を有していないときに発生した場合
- (5) 会員の月額料金無料期間中に発生した場合
- (6) 戦争その他の変乱の場合。
- (7) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の場合
- (8) 地震等が発生した日の翌日から起算して 10 日を経過した後に生じた損害

#### **第4条（故障等発生時の手続）**

1. 会員が保証の請求を行うときは、運営元の指定する方法にて申請を行うとともに、運営元が指定する書類を運営元に対して送付するものとします。
2. 運営元は、会員から保証の請求を受けたときは、故障等の事実を調査することがあります。
3. 会員が運営元の調査に協力しなかった場合は、保証が遅延または不能となる場合があります。

#### **第5条（保証の実施）**

運営元は、会員から故障等の連絡を受け、必要書類等を受領したときは、速やかに保証を実施します。但し、保証の請求書類に不備があるとき、また調査が必要な場合は、それらが解消または終了の後に速やかに保証を実施します。

#### **第6条（月額サービス利用料）**

1. 会員は、本料金として、運営元が別途定める料金を運営元に対して支払うものとします。尚、運営元は会員に対し、事前に書面にて通知することにより、本料金を変更することができるものとします。
2. 会員は、運営元が指定する書面に記載した預金口座から振り替え、クレジットカード決済、又は、運営元が指定した方法にて、運営元が指定した日までに前項に基づく支払いを行うものとします。

#### **第7条（退会）**

1. 会員は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 会員は、前項に定める解約手続きが完了した日の属する月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

#### **第8条（問い合わせ）**

会員は、運営元の定める連絡先に連絡し、本機器の不具合等に関する問い合わせを行い、本機器の修理の可否を確認することができるものとします。

#### **第9条（免責）**

1. 運営元は、会員に提供する本サービスの内容については、正確性、完全性、有用性を保証するものではないものとします。
2. 本サービスにより会員が不利益又は損害が生じた場合、運営元は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。

#### **第10条（規約の準用）**

本規約に規定しない事項については、本規約の趣旨に反しないかぎり、株式会社まるトクが定める「まるトク会員規約」の規定が適用されるものとします。

制定日：平成25年10月1日